

⚠ ご相談時に本紙が未完成の場合、相談をお受けできませんのでご注意ください ⚠

課税取引金額計算表 | 簡易課税用 【旧8%税率省略Ver.】

(年分)

(単位：円)

科目	事業区分	決算額 A	Aのうち、 課税取引に ならないもの B	課税取引金額 (A - B) C	課税取引金額のうち	
					軽減税率 8%分 (6.24%) D	標準税率 10%分 (7.8%) E
売上高 ※ 雑収入含む	第1種					
	第2種					
	第3種					
	第4種					
	第5種					
	第6種					
	計					

※ 協力金等の不課税取引はA欄・B欄に計上しなくて良い。A欄に計上する場合は必ずB欄にも計上。

※ B欄には、A欄に計上した金額の内、非課税取引・輸出取引等・不課税取引を記入

■ 簡易課税制度の事業区分表

※ 協力金等の補助を受け、A欄に計上する場合の事業区分は、補助目的となった事業区分で処理する

事業区分	みなし仕入率	該当する事業	
第1種	90%	卸売業	・購入した商品を性質・形状を変更しないで、他の事業者販売する事業
第2種	80%	小売業等	・小売業 購入した商品を性質・形状を変更しないで、消費者に販売する事業 ・農林漁業 飲食料品の譲渡に係る事業 ※ 製造小売業は「第3種」
第3種	70%	製造業等	・農林漁業 飲食料品の譲渡に係る事業を除く ・鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業 ・電気、ガス、熱供給、水道業 ・飲食業 テイクアウト(軽減税率8%) ※ 加工賃等を受け取り役務を提供する手間請け事業は「第4種」
第4種	60%	その他の事業	・飲食業 店内飲食・ケータリング(標準税率10%)、デリバリー(軽減税率8%) ・1種、2種、3種、5種、6種のいずれにも該当しない事業 ※ 業務用固定資産の売却は「第4種」、下取価格に含まれる預託金は非課税
第5種	50%	サービス業等	・サービス業 飲食業に該当する事業を除く ・金融業、保険業、運輸業、情報通信業
第6種	40%	不動産業	・不動産業 1種、2種、3種、5種に該当する事業を除く